

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	認定こども園入所に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美馬市は、認定こども園入所に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

美馬市長

公表日

平成27年9月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	認定こども園入所に関する事務
②事務の概要	<p>「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」の規定に基づき、認定こども園への入所は保育を必要とする児童について入所を承諾し、保育料の額は当該児童の属する世帯の課税状況(市町村民税所得割額及び均等割額)及び当該児童の年齢区分によって決定する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①入所資格の確認(認定こども園入所児童世帯状況の要件等)②保育料の決定③所得申告・各種所得情報の照会④その他 <ul style="list-style-type: none">・保育料滞納世帯の所得情報を正確に把握することで、督促や納付相談に活用する。・離別、死別等による世帯情報の変更を確認。
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1. 子ども子育て支援制度システム2. 総合福祉システム3. 中間サーバー4. 団体内統合宛名システム5. 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
認定こども園入所関係情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一 項番8 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】なし 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第1欄(情報照会者)が市町村長の項のうち、第2欄に「児童福祉法による保育の実施または措置に関する事務」が含まれる項 13番 ・第1欄が「都道府県知事または市町村長であって、第2欄に「児童福祉法による負担能力の認定または費用の徴収に関する事務」が含まれる項 16番
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	美馬市保険福祉部子どもすこやか課
②所属長	子どもすこやか課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美馬市企画総務部総務課 〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-1212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美馬市保険福祉部子どもすこやか課 〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-5606

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

